令和７年度

長井市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

長井市監査委員

監　　第　３４　号
令和８年８月２１日

長井市長　内　谷　重　治　様

長井市監査委員　梅 津　宏 明

長井市監査委員　勝 見 英一朗

令和７年度長井市健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づき審査に付された、令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査した結果を別紙意見書のとおり提出する。

令和７年度　健全化判断比率審査意見書

１　審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、実質赤字比率に関し意見を申し上げる。

実質赤字比率は早期健全化基準を下回っているものの、一般会計の実質収支において赤字が生じた。主な要因は、令和８年度分の地域未来交付金事業について、当初は令和８年度予算に計上していたものの、国の予算措置に合わせて令和７年度予算に前倒しで計上し、令和８年度に繰り越して実施することになったためである。

事業繰越に伴う一時的要因によるもので事業執行上の支障もないとはいえ実質収支額が赤字となるのは異例であり、慎重な受け止めが必要な状況である。今後の財政運営においてはより一層の慎重を期していただきたい。

記

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	(%) 0.52	(%) －	(%) 13.59
② 連結実質赤字比率	－	－	18.59
③ 実質公債費比率	15.3	14.3	25.0
④ 将来負担比率	242.7	245.6	350.0

備考　　「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

令和７年度　資金不足比率審査意見書

１　審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

会　　計　　名	令和７年度 資金不足比率	令和６年度 資金不足比率	経営健全化 基　　準
長井市水道事業会計	(%) －	(%) －	(%) 20.0
長井市下水道事業会計	－	－	20.0
長井市宅地開発事業特別会計	－	－	20.0

備考　　「－」は、資金不足額がないことを表す。